

社団法人

平成20年3月発行 No.405 毎月1回発行

東京都個人タクシー協会会報

発行者 社団法人東京都個人タクシー協会
教育広報委員会

東京都豊島区巢鴨1-12-1
冠城園ビル6階
電話 (03) 3947-1461 (代)

都内個人タクシーの現況(平成20年3月1日現在)

- ・許可台数
特別区、武三交通圏 17,811台
南多摩 286台 北多摩 187台
- ・傘下事業者台数 18,162台



優良タクシー運転者乗り場に乗り入れる個人事業者

当日は事業者さんたちの協力により、朝早くから個人も入構していただきました。優良乗り場は365日24時間、土日も入構できます。「それはありがたい」という声も多く、特に土曜日など個人の入構も増えるのではない

良い評判を広め、どんどん利用してほしい

●6日、7日に乗り場を視察した相澤豊理事から

「差別だ」との声もあります。優良乗り場は誰でも努力すれば入れるもの。特に個人タクシーは、マスターズ制度に参加してみつ星になるまで、わずか3年でその資格を得られるのです。差別の意味が違うということを理解し、ぜひ協力していただきたいと思えます。

乗り場稼働状況

○個人タクシー役員による調査

(10時～16時の昼間時間帯)

3月6日(木)～12日(水) *土日を除く5日間

- ・延べ76台により延べ276回の輸送を行った
- ・3名の方が5日間連続で協力してくれた

○タクシーセンターによる調査

(9時～深夜終了時)

3月6日(木)～12日(水) *7日間

〔優良乗り場〕3,004台(37%)	1日平均429台
〔一般乗り場〕5,106台(63%)	1日平均729台
〔優良乗り場の内訳〕法人	2,167台(72%)
個人	837台(28%)
〔優良乗り場 個人の内訳〕	
マスター	393台
優良表彰者	444台
(マスターとの重複者を含む)	

2008年3月6日、優良タクシー運転者乗り場
個人も次々と入構！ 順調なスタート
3月6日(木)から、新橋駅東口に優良タクシー運転者乗り場が設置されました。利用者がタクシーを選択できる環境を整備し、利用者利便の確保・向上を目指します。

でしようか。優良乗り場の存在が定着すれば、一部のマナーの悪い車が入りづらくなり、乗り場の環境も良くなると思えます。そのためにも、利用者へのPRが不可欠です。「差別だ」との声もあります。優良乗り場は誰でも努力すれば入れるもの。特に個人タクシーは、マスターズ制度に参加してみつ星になるまで、わずか3年でその資格を得られるのです。差別の意味が違うということを理解し、ぜひ協力していただきたいと思えます。

両者にとってプラスに

(社)全国個人タクシー協会 関東支部長 原 勇

昨日は運賃改定でご当局には大変お世話になりました。禁煙問題では何とか法人個人合わせで9割をクリアしましたが、これは法人が100%で実施しているというのが前提でした。われわれ業界でもきちんと対応し、事業者健康増進問題も含めて理解していただくよう努力していきます。

個人タクシーに期待大

関東運輸局自動車交通部長 益田 浩

この交換会が有意義であるように、プラスになるようにという考えの下、より充実した内容の意見を交換させていただきたいと思えます。その結果を両者に還元し、反映していきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

ご協力いただき本当にありがとうございます

明日から優良タクシー運転者乗り場が新橋で始まります。選択の機会を増やすという観点で、ぜひ積極的に推進していきたいと考えています。「優良運転者の基準にマスターズ制度を入れるのはおかし、法人・個人で条件を同じにするべきだ」という強い意見もありました。しかし、個人タクシー業界は独自に質の向上に努め、みつ星というステータスまで作っていただきます。みつ星が入れない優良乗り場では意味がないということ、今回の形で乗り場をスタートさせました。まずは新橋の

(2面へ続く)

関東支部と関東運輸局の意見交換会開催
意見を理解し合い、共に歩んでいく
3月5日(水)午後2時から、(社)全国個人タクシー協会関東支部で(社)全国個人タクシー協会関東支部主催の「個人タクシー事業に関する意見交換会」が開催されました。関東運輸局の益田自動車交通部長をはじめ、局、支局の担当官20名に出席いただき、活発な意見交換を行いました。



交換会への期待を述べる原支部長

(1面より続き)

一カ所で行われますが、今後、優良乗り場が増えていくかどうかは、ひとえに個人タクシー業界のご協力にかかっているのです。ぜひご協力をお願いしたいと思います。

態に合った地域選択制にしていただきたい。
2 審査基準(運転経歴等)の緩和について
最低限必要な運転経歴「10年」を「7年」に短縮されたい。

地理試験の免除要件にかかわるタクシードライバー・ハイヤー運転経歴「10年」を「7年」に、無事故無違反「5年間」を「3年間」にそれぞれ短縮されたい。

3 期限更新の基準について
①期限更新基準での審査期間をまたがる道路交通法違反の取り扱いは、
道路交通法の一つの違反により、違反日と免許処分日が期限更新時の審査期間をまたがる場合、許可期限の短縮が当該更新時と次期更新時の二度にわたりに短縮されることは二重処分となるので、一度のみの短縮に改めたい。

②期限更新基準の緩和
許可期限5年を有するものが反則点4点もしくは道交法違反4回以上の場合の許可期限1年に短縮は厳しいので、見直しをいただきたい。

③協会未加入者に対する期限更新講習等の実施
運輸支局による講習の義務付けを要望します。

4 適正化対策の強化について
「個人タクシー適正化対策に係る事案通報」規程の通報案件

④地理試験の出題範囲を地域選択制
地理試験の出題範囲を営業実

⑤地理試験の出題範囲を地域選択制
地理試験の出題範囲を営業実

⑥地理試験の出題範囲を地域選択制
地理試験の出題範囲を営業実

を1年以内に2回から2年以内に2回以上の是正指導を受けた者に改め、適正化対策の強化を早期に実施していただきたい。
5 表示通達(屋上表示灯)について
運転者の登録を行う指定地域制度導入の際、東京に合わせ夜間実車時に屋上表示灯を消灯するように表示通達の見直しを要望します。

6 車検有効期間の延長について
新車の事業用自動車は、初年度車検有効期間を2年に延長していただきたい。

7 駅構内権について
駅構内入構の自由化は、個人タクシー事業の経営に極めて重要です。引き続き、行政からの強力な支援をお願いします。

8 規制緩和後6年を経過して
①新規許可の厳格化等
事業計画、資金計画等について現地調査も含めて厳格に審査するように要望するとともに、新規許可事業者の事業用自動車は「新車」に限定していただきたい。

②下限割れ運賃申請の厳格化
自動認可運賃の範囲を下回る運賃への変更認可申請については、より厳格な審査を要望するとともに、その継続認可の際には、前年度実績の公表等透明化を図った上で処分されたい。

③個人タクシー適正化対策に係る事案通報「規程の通報案件

④個人タクシー適正化対策に係る事案通報「規程の通報案件

⑤個人タクシー適正化対策に係る事案通報「規程の通報案件

理事会の焦点 さまざまなきを一つ一つ整理し、クリアしていく



義務のある動きのありかかわり、シートベルト着用、座席の始動、後部座席の始動

3月18日(火)午後1時から協会会議室で、理事全員の出席の下、第10回理事会が開催されました。

冒頭、まず原会長は3月6日にスタートした優良タクシー運転者乗り場の稼働状況について触れ、引き続きの協力を要請しました。続いて4月1日から適用になるマスター事業者のタクシースターへの負担軽減と、営業所の略称の区名での表示についても報告。また、6月1日からはいよいよ後部座席のシートベルト着用が義務化されること。違反点数の対象ともなることから、個人タクシーなど事業用自動車の罰則軽減対策を要望していきと述べられました。このような動きを「一つ一つ整理し、クリアしていきたい」と締めくくりました。

今回あげられた報告事項は7件。報告事項7「マスターズ制

度参加率『平成20年3月1日現在』については、関東支部管内の参加率が報告されました。東京は平成19年6月の基準から5・7%アップし、3月現在で52・5%です。

続いて議題「総会提出議案に
関する件(1)役員等選任規約
一部改定に関する件」について
審議し、採決の結果、議題は可
決承認されました。

議事終了後、前田専務から参
考資料として「精神障害者割引
導入一括申請」と「定額運賃変
更申請」の2点につき説明があ
りました。これまでの身体障害
者、知的障害者割引に加え、障
害者の自立支援を目的に、精神
障害者割引導入について一括で
申請を行います(従前どおり、
手帳を提示された方に対して1
割引)。同時に、初乗運賃額71
0円の事業者に限り、以前から
要望していた3車種区分(特大
車、大形軽車、普通車)での認可も
いただき、今後は代替により車
種区分が変更しても運賃変更認
可申請は不要となります。また、
定額運賃を設定されていた事業
者については、新運賃に基づく
運賃額に変更申請を行います。

平成19年春の全国交通安全運動 運送事業者の責任を

平成20年4月6日(日)～
平成20年4月15日(火)
平成20年4月10日(木)

重点目標
(1) 子どもと高齢者の交通事故防止
(2) すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
(3) 自転車の安全利用の推進
(4) 飲酒運転の撲滅

2 自動車運送事業者の交通安全運動の推進
運送事業の運営を適正かつ合理的に行い、利用者の安全性、利便性の向上を図るとともに、他の交通の安全を確保する。

3 事業用自動車等の安全運行の確保
4 車両の安全対策の推進
5 子どもと高齢者の交通事故防止
6 すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

①シートベルトを乗客が常時着用できる状態しておく
②乗客にシートベルトの着用を促す
③着用状況を運転前に点検する
7 覚せい剤の使用防止
8 広報活動の推進

④シートベルトを乗客が常時着用できる状態しておく
⑤乗客にシートベルトの着用を促す
⑥着用状況を運転前に点検する
7 覚せい剤の使用防止
8 広報活動の推進

⑦着用状況を運転前に点検する
7 覚せい剤の使用防止
8 広報活動の推進

⑧覚せい剤の使用防止
8 広報活動の推進

個人タクシー事業者の健康管理状況等調査報告書

平成19年1月1日～平成19年12月31日

1. 健康診断受診状況【事業者】

○個人タクシー事業者数	17,807名
○健康診断受診事業者数	
(1) 団体主催の健康診断受診者数	平成19年 平成18年
	14,410名 (80.9%) (81.2%)
(2) 上記以外の健康診断受診者数	1,692名 (9.5%) (8.8%)
計	16,102名 (90.4%) (90.0%)
○不受診事業者数	1,705名 (9.6%) (10.0%)

◆受診率は前年より0.4ポイント増

○延べ受診事業者数	19,527名
○このうち再診・再検査等が必要となった事業者数	5,471名 (28.0%) (28.4%)
○このうち再診・再検査を受けた事業者数	2,438名 (44.6%) (36.6%)

◆再診再検査になる割合は前年より0.4ポイント減

◆実際に再診再検査を受診した事業者は8ポイント増

○健康診断不受診事業者の年齢構成

年齢	全事業者数	不受診者数	うち代務中・休中止中	不受診率
65歳以上	6,166名	134名	(13名)	2.2%
60～64歳	4,123名	409名	(11名)	9.9%
55～59歳	4,100名	502名	(4名)	12.2%
50～54歳	1,694名	291名		17.2%
45～49歳	909名	226名		24.9%
40～44歳	605名	109名	(1名)	18.0%
39歳以下	210名	34名		16.2%
	17,807名	1,705名	(29名)	

◆若年層、特に45～49歳までの不受診率が高い

2. 健康診断受診状況【団体別受診率】

全81団体中、54団体(67%)が90%以上の受診率。80%以上では75団体(93%)。また昨年は受診率60%台が2団体あったが本年はすべて70%以上になった。

3. 平成19年12月31日現在の傷病状況

事業者傷病系統	事業を休止中(1ヵ月以上)	代務者雇用中	合計
脳神経系	18名	15名	33名
眼・耳・鼻・咽喉	11名	6名	17名
呼吸器系	10名	2名	12名
循環器系	21名	12名	33名
消化器系	33名	14名	47名
骨・関節	17名	7名	24名
その他	18名	5名	23名
	128名	61名	189名

◆昨年同期は合計198名で、-9名

4. 団体における健康管理状況等について

(1) 事業者に関心を持ってもらうための取り組み

- ① 組合来所時には顔色を見るなどして健康状態をチェックし一声かけるようにしている……………65団体
 - ② 健康診断受診を促進するだけでなく、過労防止や休養の大切さについてよく話をしている……………39団体
 - ③ 健康診断表は手渡しするようにして今後の健康管理について話し、サポートしている……………30団体
 - ④ 健康診断表を事業者に送付する際に再検査を受診するように文書等を入れている……………24団体
 - ⑤ サークル活動に勧誘するなど、余暇の過ごし方についてよく話をしている……………21団体
 - ⑥ 講習会等には家族にも参加してもらうなどして食生活や家庭での過ごし方等について話をしている……………6団体
 - ⑦ その他……………7団体
- ・毎月発行の機関紙に死亡原因・病気についてできる限り情報を掲載し、注意を促している
- ・健康管理、特にタバコ、食事、睡眠について注意をしている
- ・再検査の結果を報告させている

(2) 健康診断への助成(上部団体による助成も含める)

- している……………64団体(79.0%)(79.3%)
- していない……………17団体(21.0%)(20.7%)

○助成額

金額	団体数	平成19年	平成18年
3,000円以下	13	(16.0%)	(15.9%)
3,001～6,000円	7	(8.6%)	(7.3%)
6,001～9,000円	2	(2.5%)	(4.9%)
9,001～12,000円	36	(44.4%)	(40.2%)
12,001～15,000円	4	(4.9%)	(6.1%)
15,000円以上	3	(3.7%)	(4.9%)
助成なし	16	(19.8%)	(20.7%)
計	81		

※一般検診用と生活習慣病用等に分けて助成している団体もあるが、高い方の額で集計

○受診率を上げるための独自の「積立制度」

- ・本人負担のないよう支部共済費をアップしている
- ・検査項目の一部を無料にして負担をなくしている
- ・毎月1,000円の積み立て。上部団体の助成で1回、積み立てで1回と年2回の健康診断を実施
- ・平成19年度から共済費を500円アップして健康診断時の費用負担をなくしている
- ・共済費として月1,500円を徴収。健康診断の補助金、病気見舞金、長期入院時の助成金に充当
- ・毎月少額ずつ積み立てをしている
- ・年2回の健診費用は福利厚生費から支出しているので、本人負担はない
- ・会費で間に合っているため積み立ては行っていない

第31回街頭営業適正化特別指導講習会

個人タクシーの存続のために 戦う仲間の戦列に加わろう

2月29日(金)午後2時30分から、(社)東京都個人タクシー協会会議室で第31回街頭営業適正化特別指導講習会が開催されました。参加者は個人タクシーを取り巻く厳しい現状を再認識するとともに、適正営業の大切さを改めて確認しました。

反省点を振り返る 2時間の講習会

当日の参加者は、過去3年以内に2件以上の指導を受けた等の事業者10名と、その所属団体の役員9名です。白井晃副委員長

の開会挨拶に続いて木村忠義委員長の講演がありました。(勸)東京タクシーセンターのビデオ『最近の不適正営業の現状』を

視聴した後、指導部の金子昭課長代理と駒井政彦主任から不適正営業の現状報告と指導講演が行われました。中島通委員の閉会挨拶の後、出席者が誓約書を



「個人タクシーの存続をかけてともに闘ってほしい」と語る木村委員長

提出し、2時間の講習会を修了しました。

木村委員長と金子課長代理の講演をご紹介します。

なぜ、貴方がここにいるのか!

個人タクシーはかつて、社会の圧倒的な支持を受けて拡大してきました。しかし、法人タク

シーのサービスの質が向上してきま、その存在価値が薄らいでいます。「個人タクシーはもういらぬのではなか」という声すら聞かれています。実際、個人タクシーがなくなれば法人タクシーがその穴を埋めるでしょう。個人タクシーがなくなっても誰も困らない世の中になつてきたのです。ですから私たちは、改めて社会から必要とされる事業者を目指さなければ、生き残ることができません。

そんな状況の中で、いまだに

「自分さえよければ」と考えて違反を繰り返す、真面目に営業している仲間の足を引っ張っている人がいます。目先の利益を追求した結果、個人タクシー制度そのものがなくなつてしまったら元も子もないはずですが。私たちにはもはや、そういう人を抱えて一緒にやっていく余裕はありません。

本当の利益とは、適正営業によつてもたらされるものです。どうか事業者としての誇りを取り戻していただきたい。そして個人タクシーを存続させるために、存在意義をもう一度社会に認めていただくとう頑張つて、多くの仲間たちの戦列に加わっていただきたい。それが後に続く人たちに對する、私たちの責任でもあるのです。

優秀資格者の 初心に帰って

金子 昭課長代理講演

昨年の乗禁地区をめぐる指導は240件で、そのうち個人タクシーは65件もありました。違反の言い訳としては、次の①から③の順に多かったという報告が上がっています。

- ①知つていてやった
②チケットだから
③乗禁地区ではないと思つた
まず③ですが、新人の法人タクシードライバーならまだし

も、ベテランばかりの個人タクシー事業者が乗禁地区を「知らなかつた」では済みません。さらに①、②では、違反を知つていながらお客様を乗せたわけですから、こちらも悪質です。

真剣に考えてください。昨年10月から「タクシー乗り場等適正運営推進制度」が導入されました。同種の違反を繰り返すと、行政処分が課せられます。これは個人の事業者にとつて、かなり厳しいはずですが、決して自分だけの問題ではありません。営業がストップすれば、家族の生活を危くします。さらに、個人タクシーの評価を落とすという

平成20年2月期街頭指導報告

多数の指導員効果で違反車なし

銀座・新橋地区

日時 平成20年2月29日(金)

午後10時から翌午前1時

指導員 石川委員、第8指導班

計5名

タクセン特別公開指導

当日はセンター指導員(制服組)が4組と私服組が数組出動してました。われわれは土橋

から新幸橋く花椿通りく難波橋へと巡回指導を実施。センター指導員が多く出ていたため、違



金子課長代理からは個人タクシーの指導実態なども含めたお話がありました

ことで、仲間にも多大な迷惑を掛けます。どうか、正規のタクシー乗り場以外での営業は控えていただきたい。初心に帰るといふのは難しいものですが、せめて、個人タクシーの事業者になったときの気持ち思い出し、適正営業を心掛けてください。

計報

氏名 所属団体 享年 病名

*2月

- 石神忠雄さん (東個協) 61歳 前立腺がん
山原和徳さん (個団連) 44歳 心不全
森嶋良雄さん (東個協) 59歳 心筋梗塞
江頭修一さん (東個協) 58歳 胃がん
宮下健一さん (豊島区) 60歳 心筋梗塞
桑原利男さん (都営協) 57歳 脳出血
杉浦賢次さん (東個協) 73歳 多臓器不全
小林隆夫さん (東個協) 62歳 気管支炎
佐々木五郎さん (東個協) 68歳 肺炎

タクシーセンター

平成20年4月の街頭指導計画

- 重点指導地区
新橋・銀座地区
上野・神田地区
・違法行為の防止指導及び乗り場周辺の交通安全業務
準重点指導地区
渋谷駅周辺、新宿駅周辺
・違法行為の防止指導及び乗り場周辺の交通安全業務

平成20年4月の特別公開指導

平成20年4月25日(金)

午後10時から翌午前1時まで

銀座地区・新橋地区

・違法行為の防止指導及びタクシー乗り場等適正運営推進制度規制違反の是正指導

皆様のご冥福をお祈り申し上げます